

【表－２】 法的及びその他の要求事項の概要

区分	名 称	要求事項	環境影響目	管理部門
大 気	大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の届出 ・ばい煙量、ばい煙濃度の測定 ・事故時の措置届出 	〇〇設備	●部▲課
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止統括者の選任と届出 ・公害防止管理者の選任と届出 		●部▲課
水 質	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設・指定施設設置等の事前届出 ・特定施設・指定施設の届出 ・特定施設・貯油施設・指定施設の事故時の措置と届出 	△△施設 〇×施設	■製造部
騒音・振動	騒音、振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の届出 ・騒音、振動の測定 ・騒音、振動規制値の順守（第×種地域） 	空気圧縮機 機械プレス	□製造部 ●部▲課
悪 臭	悪臭防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭濃度基準の順守 	□□液 ××溶剤	■製造部 ●部▲課
温暖化防止・廃棄物	フロン排出抑制法 (旧フロン回収破壊法)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用時:簡易点検・専門点検の責務。一定規模以上の機器の定期点検責務 ・廃棄時:回収・運搬・破壊に要する料金の支払い。委託確認書（又は回収依頼書）、引取証明書の保存（3年） 	第一種特定製品:業務用エアコン、冷蔵庫・冷凍庫等	●部●課
廃棄物	廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の許可業者への委託 ・廃棄物置場の保管基準の順守 ・産業廃棄物の委託契約の締結 ・産業廃棄物マニフェストを収集運搬/処分委託の都度交付、回収、交付状況報告 ・A～E票の5年間保管 ・産廃処理状況確認 ・特管産廃管理責任者の選任 	紙屑、生ゴミ 廃油、廃プラスチック 廃酸（特管）	●部▲課
リサイクル	リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期使用、再生資源・部品利用の努力義務 	パソコン	●部●課
	容器包装リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿記載、保管 ・再資源化義務の履行(指定法人与再資源化委託契約締結・委託料金支払い) ・排出抑制促進措置の実行と報告(小売り多量取扱事業者) 	ガラス瓶 PETボトル 紙製容器包装 プラスチック製容器包装	●部●課
	家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料の支払 	エアコン テレビ	●部●課
	自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ・車検又は買替時リサイクル料の支払 	自動車	●部●課
エネルギー	省エネ法	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種エネルギー管理指定工場の届出 ・エネルギー管理員の選任・届出 ・エネルギー使用状況等の定期報告 	工場	●部▲課
化学物質	労働安全衛生法 (有機溶剤中毒予防規則)	<ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤の取扱所での掲示 ・有機溶剤を取扱う作業員への教育 ・有機溶剤作業主任者の選任 	□□液 ××溶剤	▲製造部
	毒物及び劇物取締法	<ul style="list-style-type: none"> ・盗難/漏洩防止 ・容器への表示 ・貯蔵場所への表示 	□□液 ××溶剤	▲製造部
	消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱者の監督下の取扱 ・危険物貯蔵所、取扱所設置の届出 	××溶剤 貯蔵所	△製造部 ●部▲課
	P R T R 法	<ul style="list-style-type: none"> ・指定化学物質の排出量及び移動量の把握 ・排出量及び移動量の届出 ・S D S の提供 	トルエン キシレン	△製造部 ●部▲課
地方条例	京都府環境を守り育てる条例 京都府・市地球温暖化対策条例	<ul style="list-style-type: none"> ・大気・騒音及び廃棄物の削減努力 ・省エネ、E M S 導入、公共交通機関利用 	装置、廃棄物 自動車	□製造部 ●部▲課
その他の要求事項	協定・覚書	<ul style="list-style-type: none"> ・行政・地域組織との取決め事項 	××自治会	●部●課
	顧客要求	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン調達規定又は基準 ・有害化学物質不使用証明 ・E M S 審査登録 	A社 B社 C社	●部●課
	上位組織の要求	<ul style="list-style-type: none"> ・親会社の方針・指針等 ・グループ企業での申合せ事項 	D社 〇〇グループ	●部●課
	加入組織の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会・協会・組合等の取決め事項 	〇〇協会	●部●課

【表-10】 運用管理業務、実行部門及び管理内容の概要

	No.	運用管理業務	実行部門	管理内容
環境 法規 制 関 連	1	大気汚染防止管理	各部門	ばい煙発生施設、排出ガス管理
	2	水質汚濁防止管理	各部門	特定施設、処理施設、水質管理
	3	騒音・振動管理	各部門	特定施設、騒音、振動管理
	4	悪臭管理	製造部	悪臭管理
	5	廃棄物処理法管理	◇◇課	委託業者契約、マニフェスト管理
	6	フロン排出抑制法(旧フロン回収破壊法)	総務部	第1種特定製品の買換、使用時・廃棄時管理
	7	リサイクル法類管理	各部門	買替、廃棄時管理
	8	エネルギー管理	各部門	電力使用量管理、社用車燃費管理
	9	化学物質管理	製造部	取扱い、貯蔵管理
改 善 目 標 関 連	10	環境改善計画管理	各部門	環境改善計画の実行、 進捗管理
	11	省エネルギー管理	各部門	電力管理
	12	廃棄物管理	各部門	廃棄物発生管理
	13	省資源管理	各部門	事務用紙管理
	14	グリーン調達管理	各部門	エコ製品購入管理

【表-11】 運用管理業務の確認と測定項目

	No.	運用管理業務	確認と測定項目	頻度
環境法規制関連	1	大気汚染防止	・排ガス測定	2回/年
	2	水質汚濁防止	・排出水水質測定	2回/月
	3	騒音及び振動防止	・境界線騒音及び振動測定	随時
	4	悪臭対策	・悪臭濃度測定	随時
	5	廃棄物対策	・溶出・含有量測定 ・産業廃棄物処理実績 ・特別管理産業廃棄物処理実績 ・マニフェスト交付状況報告 ・産業廃棄物適正処理状況	1回/年 1回/年 1回/年 1回/年 1回/年
	6	フロン排出抑制法 (旧フロン回収破壊法)	・使用時:簡易点検・専門点検、一定規模以上の機器の定期点検実施 ・廃棄時:回収・運搬・破壊に要する料金の支払い。委託確認書(又は回収依頼書)、引取証明書の保存	随時
	7	リサイクル法類対策	・テレビ、パソコン、自動車のリサイクル料	随時
	8	エネルギー対策	・電力使用量実績、商用車燃料実績	1回/年
	9	化学物質対策	・保管状況確認 ・P R T R 品排出量及び移動量把握	1回/年 1回/年
改善目標関連	10	環境改善計画書 兼進捗管理書	・環境改善計画進捗確認	1回/月
	11	省エネルギー化	・電力使用量実績、売上高実績	1回/月
	12	廃棄物対策	・産業廃棄物量発生量実績	1回/月
	13	省資源化	・事務用紙使用量実績	1回/月
	14	グリーン調達	・事務用品のエコ製品購入率	1回/月